人事行政に関する状況の公表

問職員課☎0422-29-9166

三鷹市の職員数や給与、勤務条件などの状況をお知らせします。このほか、人事評価や職員研修の状況など、詳しくは市HPをご覧ください。

職員数

令和４年度	５年度	６年度	７年度	8年度
1,029人	1,046人	1,057人	1,073人	1,103人

※各年度4月1日現在の人数です。
※特定法人退職派遣を除く外郭団体への派遣職員数を含みます。

職員の給与・手当

❶ 人件費（7年度普通会計決算）

区分	人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	【参考】6年度の人件費率
7年度	191,083人	86,770,468千円	1,270,922千円	12,365,161千円	14.3%	14.5%

※人口は8年1月1日現在の人数です。

❷ 職員給与費（7年度普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
7年度	1,005人	3,911,556千円	1,472,013千円	1,961,358千円	7,344,927千円	7,308千円

※職員数は7年4月1日現在の人数です。職員手当は退職手当を含みません。

❸ 平均年齢・給料・給与月額（8年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三鷹市	41.4歳	345,519円	487,624円	57.9歳	322,516円	393,690円
東京都	41.8歳	336,115円	486,488円	50.2歳	297,415円	400,714円

※「平均給与月額」とは、給料に諸手当を加えたものの平均月額です（期末・勤勉手当は含みません）。

❹ 初任給（8年4月1日現在）

区分		三鷹市	東京都	国
一般行政職	大学卒	242,000円	242,000円	242,000円
	高校卒	200,300円	200,300円	200,300円

❺ 期末・勤勉手当（7年度）

三鷹市			東京都			国		
支給割合	期末手当	勤勉手当	支給割合	期末手当	勤勉手当	支給割合	期末手当	勤勉手当
	2.525（1.975）月分	2.375（1.775）月分		2.525（1.425）月分	2.375（1.175）月分		2.525（1.425）月分	2.125（1.025）月分

※かっこ内は再任用職員の支給割合です。
※職務段階による加算があります。

❻ 退職手当（8年4月1日現在）

	三鷹市		東京都		国	
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.0月分	23.0月分	23.0月分	23.0月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.5月分	30.5月分	30.5月分	30.5月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.0月分	43.0月分	43.0月分	43.0月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	43.0月分	43.0月分	43.0月分	43.0月分	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	2,214千円	21,414千円				

※「1人当たり平均支給額」は、7年度に退職した職員に支給された平均額です。
※再任用職員には退職手当は支給されません。
※加算措置があります。

❼ 給与の種類とその内容（8年4月1日現在）

給与	毎月支給されるもの	給料…給料表に定める額
		扶養手当*1…子13,000円（16～22歳は4,000円加算）、そのほか6,000円（課長職職員は3,000円）
		地域手当…16%（国は地域により4～20%、東京都は20%） 職員1人当たりの平均支給年額 646,049円
		住居手当*2…1満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある世帯主で市内居住者＝40,000円、市外居住者＝30,000円、2満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある世帯主で市内居住者＝26,000円、3 1 2以外の満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある世帯主＝15,000円（いずれも借家・借間）
		管理職手当…管理または監督の地位にある職員に支給
	勤務実績により支給されるもの	特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当
	一定の時期に支給されるもの	例年支給…通勤手当（交通機関利用者は定期券相当額、交通用具使用者は通勤距離に応じた金額）、期末手当、勤勉手当
		退職時支給…退職手当*3

※部長職職員には*1・2、課長職職員には*2、再任用職員には*1～3の手当は支給されません。

特別職の報酬など（8年4月1日現在）

区分		給料等月額	期末手当		
給料	市長	1,030,000円	年間4.9月	（内訳）	6月期 2.45月 12月期 2.45月
	副市長	870,000円			
	教育長	810,000円			
報酬	議長	640,000円	年間4.9月	（内訳）	6月期 2.45月 12月期 2.45月
	副議長	580,000円			
	議員	550,000円			

職員の勤務時間、そのほかの勤務条件

勤務時間は、原則として休憩時間を除く1日7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）の週5日勤務です。休暇制度は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（19種類）、介護休暇に大別されます。

❶ 時間外勤務時間数の推移

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
時間外勤務時間数（職員1人当たり・月間）	14.9時間	14.3時間	14.2時間	14.0時間	15.0時間
指数〔対3年度比〕	100.0%	96.0%	95.3%	94.0%	100.7%

※時間外勤務時間数は、時間外勤務手当の対象となる係長職以下の職員の平均です。
※常勤職員のみの時間外勤務時間数を常勤職員の人数で除して算出しています。

❷ 年次有給休暇取得日数の推移

区分	3年	4年	5年	6年	7年
平均当初日数	36.44日	35.66日	35.53日	35.20日	34.95日
平均取得日数	12.95日	13.02日	14.59日	14.33日	14.37日
平均取得率	35.6%	36.5%	41.1%	40.7%	41.1%

※対象は12月31日時点で在籍していた職員です。
※平均当初日数とは、その年（1月1日～12月31日）の取得可能日数（前年からの繰り越し分を含む）の平均を表すものです。

職員の分限・懲戒処分

分限処分とは、公務能率の維持の観点から行われる処分のことです。

懲戒処分とは、職員の義務違反あるいは非違行為などに対する公務秩序の維持の観点から行われる処分のことです。

❶ 分限処分（7年度）

種類	人数
免職	0人
降任	1人
休職	28人
降給	0人

❷ 懲戒処分（7年度）

種類	人数
免職	0人
停職	1人
減給	0人
戒告	2人

掲載内容について、詳しくは記事内のQRコードからご確認ください。